

居宅介護支援事業所多摩川苑運営規程

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人マザアスが開設する居宅介護支援事業所多摩川苑（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援または介護予防支援を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の特性を状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場に立って援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、医療福祉サービス、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援事業所 多摩川苑
- 2 所在地 東京都日野市万願寺一丁目16番1号

【職員の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤 1名（介護支援専門員を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 常勤 3名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援等の提供にあたる。

3 取扱件数

居宅介護支援専門員の利用者数に予防支援事業者から委託を受けた数の3分の1を加えた数を事業所の介護支援専門員の員数で除した数を「取扱件数」とし、45件未満とする。

【 営 業 日 及 び 営 業 時 間 】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

【 居 宅 介 護 支 援 等 の 提 供 方 法 、 内 容 及 び 利 用 料 等 】

第6条 居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。
利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、おおむね月に1回程度（状況に変化が著しい場合を除く）訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- 4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所または利用者宅で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 5 介護支援専門員は、居宅介護支援等の提供にあつては利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し地域包括支援センターと連携してサービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 6 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援等に要した交通費は、徴収しない。

【 通 常 の 事 業 実 施 地 域 】

第7条 通常の実施地域は日野市とするがその他は相談に応じる。

【 事 故 発 生 時 の 対 応 】

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

【 苦 情 、 ハ ラ ス メ ン ト 処 理 】

- 第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援居宅介護支援に関し、介護保険法23条の規定により市町村が行う文言その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
 - 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

【 虐 待 防 止 に 関 す る 事 項 】

第10条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - (4) 虐待防止のため、従業者に対して研修を実施する。
 - (5) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【 事 業 継 続 計 画 】

- 第11条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

【 衛 生 管 理 】

第 1 2 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

【 そ の 他 運 営 に つ い て の 留 意 事 項 】

第 1 3 条 居宅介護支援事業所は、介護支援事業者は、介護保険専門員等の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成する。

採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

継続研修 年 1 2 回以上（虐待防止、権利擁護、認知症ケア、感染症、事故防止等）

第 1 4 条 従事者は個人情報保護法に基づき業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、書類についてはその完結の日（当該指定居宅介護支援の提供を終了した日をいう。）から 5 年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は福祉法人マザアスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

但し、準備要介護認定等に係る準備居宅サービス計画の作成等については、

平成 1 1 年 1 0 月 1 日から行うものとする。

附則

この規程は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成18年 2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年 4月16日から施行する。

附則

この規程は、平成18年 5月8日から施行する。

附則

この規程は、平成18年 7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年 7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年 12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年 10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年 11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 10月23日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 11月15日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 5月16日から施行する。

附則

この規程は、令和2年 6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年 6月22日から施行する。

附則

この規程は、令和5年 10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年 7月23日から施行する。